

十勝管内の法律事務所がない17町村に弁護士が赴いて皆さんの相談を無料でお受けいたします。  
十勝管内在住の方はどなたでも、どの実施場所でも相談を受けることができます。

予約受付（予約優先）：釧路弁護士会帯広会館  
TEL 0155-66-4877

※当日相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。（利害関係の有無を確認するためにも、事前のご予約が便利です。）

令和7年度スケジュール 《毎週火曜日 午後1時～午後4時》						
実施予定日	実施自治体	実施場所	実施予定日	実施自治体	実施場所	
6月	3日	足寄町 足寄町消費生活相談所 相談室	12月	2日	更別村 更別村社会福祉センター	
	10日	大樹町 大樹町高齢者保健福祉推進センター「らいふ」		9日	池田町 池田町社会福祉センター	
	17日	士幌町 士幌町コミュニティセンター2階 多目的作業室		16日	広尾町 広尾町コミュニティセンター1階 第1会議室	
	24日	鹿追町 鹿追町民ホール		23日	幕別町 幕別町民会館	
7月	1日	豊頃町 豊頃町役場 1階 会議室	30日	休 み		
	8日	中札内村 中札内村役場 会議室3	6日	休 み		
	15日	上士幌町 上士幌町山村開発センター1階 1研修室	13日	芽室町 芽室町役場		
	22日	清水町 清水町役場1階 町民相談室2	20日	陸別町 陸別町役場 第1会議室		
	29日	池田町 池田町西部地域コミュニティセンター	27日	新得町 新得町公民館 研修室		
8月	5日	更別村 更別村社会福祉センター	3日	浦幌町 浦幌町役場1階 よろず相談室		
	12日	広尾町 広尾町コミュニティセンター1階 第1会議室	10日	大樹町 大樹町高齢者保健福祉推進センター「らいふ」		
	19日	芽室町 芽室町役場	17日	足寄町 足寄町消費生活相談所 相談室		
	26日	幕別町 札内コミュニティプラザ	24日	鹿追町 鹿追町民ホール		
9月	2日	新得町 新得町公民館 研修室	3月	3日	士幌町 士幌町コミュニティセンター2階 多目的作業室	
	9日	陸別町 陸別町役場 第1会議室		10日	更別村 更別村社会福祉センター	
	16日	大樹町 大樹町高齢者保健福祉推進センター「らいふ」		17日	池田町 池田町西部地域コミュニティセンター	
	23日	休 み		24日	清水町 清水町役場1階 町民相談室2	
	30日	浦幌町 浦幌町役場1階 よろず相談室		31日	上士幌町 上士幌町山村開発センター1階 1研修室	
10月	7日	鹿追町 鹿追町民ホール	11月	4日	音更町 音更町総合福祉センター1階 研修室	
	14日	足寄町 足寄町消費生活相談所 相談室		11日	豊頃町 豊頃町役場 1階 会議室	
	21日	中札内村 中札内村役場 会議室3		18日	清水町 清水町役場1階 町民相談室2	
	28日	士幌町 士幌町コミュニティセンター2階 多目的作業室		25日	上士幌町 上士幌町山村開発センター1階 1研修室	



# 釧路弁護士会おなやみごと相談

問合せ先

釧路弁護士会帯広会館  
☎0155・66・4877

## 保険料免除制度とは？

所得が少なく本人・配偶者・世帯主の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人から申請書を提出いただき、承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

## 保険料納付猶予制度とは？

20歳から50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出していただき、承認されると保険料の納付が猶予される制度です。

## 手続きするメリット

- 1 保険料を全額免除された期間（納付猶予を除く）は、年金を受け取る際に2分の1を受け取れます。  
※一部免除が承認されると、減額された納付書が送付されますので一部納付分を必ず納付してください。（一部納付分を納付しないと未納期間扱いとなります。）
- 2 保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害が残ったり死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。  
（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

## 申請できる期間

各年度の保険料は7月から翌年6月までが対象です。（令和7年度分は、令和7年7月から申請してください。）過去の期間は、申請月から2年1か月前まで申請できます。（年度毎の手続きが必要です。）

## 保険料免除・納付猶予の所得の基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

- ① 全額免除 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
- ② 4分の3免除 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ③ 半額免除 128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ④ 4分の1免除 168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ⑤ 納付猶予 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

## 保険料免除・納付猶予・学生納付特例を希望された方へ

### 結果通知

日本年金機構から承認・却下の通知が後日郵送されます。それまでの間、納付書や催告状が送付されるなど納付のご案内をさせていただきますのでご了承ください。

### 申請が却下された場合

お手元の納付書で、保険料を納付してください。納付書を紛失した場合は、年金事務所で再発行しますので、ご連絡ください。

### 所得の申告は忘れずに！

保険料免除・納付猶予は、申請年度の前年所得を基準としていますので、毎年所得の申告は忘れずに行ってください。

# 国民年金からのお知らせ 保険料を納めることが経済的に困難なとき…

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合もあります。そのような場合は未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。ただし、年金額を計算するときは、保険料全額免除は保険料を納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）  
☎0155・25・8113  
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213